

一般廃棄物処理施設整備における 当検討委員会の検討事項について

令和4年10月4日
八戸清掃工場

一般廃棄物処理施設整備における当検討委員会の検討事項について

1. 当検討委員会の検討事項

時期（想定）	検討事項	検討内容
令和4年度	一般廃棄物処理施設整備基本構想 (以下「整備基本構想」という。)	施設整備の是非 施設を新たに整備するときはその方針
令和5～6年度	立地場所	エリアの絞り込み、候補地の抽出、候補地の比較検討
令和7～8年度	一般廃棄物処理施設整備基本計画 (以下「整備基本計画」という。)	施設の処理対象物、規模、処理方式、環境保全対策、エネルギー利用計画、土木・建築計画、プラント計画等

2. 検討結果の活用について

当検討委員会は、広域組合管理者から諮詢を受け、整備基本構想等の検討を行い、広域組合管理者に答申する。広域組合は、答申を踏まえ、整備基本構想等を策定する。

この流れにおいて、広域組合は、施設の新設を決定したとき、引き続き当検討委員会の答申を踏まえながら立地場所の選定や整備基本計画の策定を行い、計画に記載された事項を主要緒元として、設計・施工の際に活用する。

また、整備に係る方針は、整備基本計画の検討や事業者の選定等における基本的な考え方となる。

3. 本日の論点

案件	資料	論点	検討の内容・時期
(2)	2・ 別紙1～4	ごみ処理施設整備の是非 (整備基本構想第1章～第4章)	ごみ処理の安定性や経済性の観点でモデル処理システムの妥当性を評価し、本日（今回）結論を導き出す。
(3)	3	ごみ処理施設の整備方針（案件2で施設を新設する場合に議論）	新しいごみ処理施設のコンセプトについて議論する。 今回及び次回の2回にわたって検討事項を行う。

一般廃棄物処理施設整備における当検討委員会の検討事項について

＜参考＞検討の前提について

(1) 当検討委員会の検討の範囲

ごみ処理の流れは、収集 – 中間処理（焼却、選別、破碎等） – 最終処分（埋立、再資源化）であり、このうち収集と最終処分は構成市町が、中間処理は広域組合が行うこととしている。

のことから、当検討委員会では、中間処理施設とともに、本来は構成市町の担当ではあるが中間処理施設と密接な関係を有する最終処分場についての検討も行う。

(2) 検討の前提となる処理対象のごみ

当検討委員会では、次の表の分別区分（現状と同様）を前提として検討を行う。

なお、八戸市では、令和2－3年度に行ったごみ処理基本方針等検討業務委託調査において、ごみの区分ごとにリサイクルの有効性を減量効果、費用対効果及び実現可能性で総合的に評価しており、その結果、分別区分を現状と同様とすることが適當としながらも、生ごみのメタンガス化については引き続き検討することとしていた。

分別区分	備考
燃やせるごみ	生ごみ、草木、プラスチック、資源にならない紙等
燃やせないごみ	金属、ガラス、陶磁器等
粗大ごみ	
有害ごみ	乾電池等水銀を含むもの
資源物	詳細は右表のとおり

分別区分	備考
資源物	新聞 段ボール
	雑誌・チラシ
	その他紙
	古布
	缶・びん・ペットボトル
	平ボディのトラックで収集
	平ボディのトラックで収集
	パッカー車で収集
	スーパー等の拠点で回収
	電気小売店等の拠点で回収